農業は自分の農地だけで完結しているのではなく、地域と深くかかわりながら行う産業です。新たに農業参入する農地の周囲では、既に農業を行っている農業者や地域の住民がおり、特に、農地と住宅が混在している地域では、農薬散布や害虫発生、騒音等によるトラブルが度々発生しています。そこで、周囲との円滑な関係を築くとともにトラブルを未然に防ぐため、農業参入時及び参入後の留意事項のうち代表的な一例をチェックリストとしてまとめました。内容を確認したら確認欄へ又をいれてください。

新規就農チェックリスト

1. 農地の権利取得準備時の留意点

確 認	実 施	内 容
	(任意)	地域とのコミュニケーション
		耕作する農地が決まったら、トラブルにならないよう、事前に隣接農地の所有者や
		近隣の人家にあいさつをしておくことをおすすめします。
		境界の確認
		農地の境界は度々トラブルになるので事前に地主に確認してください。隣接する農
		地との境界線が不明瞭である場合は、隣接農地の所有者も立会いのもと、事前に境
		界を確認しておきましょう。
		水利の確認
		農業生産を行ううえで水の問題は重要課題です。水利は、取水、排水など水路を活
		用する以上は必ず関わりがあることです。地域によって決まりごとがありますの
		で、事前に土地改良区や水利組合、地主、地域の人に確認しておきましょう。
		無農薬栽培地域の確認
		無農薬栽培等に取り組んでいる地域において農薬を使用すると無農薬栽培等に支
		障がでるため、事前に土地改良区や水利組合、地主、地域の人に確認しておきまし
		ょう。
		農地法の手続き
		農地の権利取得には農地法上の許可が必要となりますので農業委員会で手続きを
		行ってください。
	1	無断転用の禁止
		農地は耕作以外の目的での使用は原則できません。無断で農地を耕作以外の目的で
		使用した場合、無断転用として農地法上の罰則がありますので、十分注意してくだ
		さい。

2. 営農時の留意点

確 認	内 容							
	雑草の管理							
	農地には必ず雑草が生えてきます。近隣に迷惑をかけないよう定期的に草刈りをしてくださ							
	い。また、農地だけでなく、畦畔などの雑草も病気や害虫の生息場所になるので、併せて除草							
	しましょう。							
	残渣物の適正処理							
	農作業で出た野菜等の葉や茎、収獲できない生産物等の残渣は、そのままにしておくと病害							
	虫の発生源になる可能性があるので、埋設するなど適切な処理をしましょう。							
	畦畔等の保護							
	畦畔や石垣などを壊した場合は、早急に修理しましょう。また、畦畔の形状を変更したり撤去							
	する場合は事前に地主及び隣接農地の所有者の了解を得ておきましょう。							
	※農地の保護の範囲を超える過度な擁壁等は違反転用になる可能性もありますのでご留意ください。							
	地域の共同作業等への参加							
	ため池や水路の清掃や、農道の草刈り等、地域で行っている共同作業には積極的に参加しま							
	しょう。							
	土地改良区の賦課金等の支払い							
	土地改良区の賦課金や水利組合の水利費等が請求されることがあります。事前に土地改良区							
	や水利組合に確認し、請求があった場合は期限内に支払いましょう。							
	農薬散布時の配慮							
	農薬の散布は、周囲に飛散しないよう風向きやノズルの向き、隣地までの距離等に注意して							
	散布してくさい。なお、万一隣接農地に飛散した場合、出荷等に影響がでる恐れがあるので、							
	散布前に隣接農地の耕作者とも調整しておきましょう。							
	無農薬栽培時の管理							
	無農薬栽培や減農薬栽培等の場合、一般的に病害虫が多く発生することから、周辺農地へ被							
	害を及ぼしトラブルの原因になる事があります。病害虫の温床とならないよう慣行農法より							
	もなお注意して栽培管理を行ってください。							

以上の内容をすべて確認しました。

年 月 日

住	所				
氏	名				

※農地法3条の申請を行う場合、内容を確認のうえ、記名したものを申請書に添付してください。